

◎新潟県訓令第11号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。</p> <p>(1) 本庁関係のもの</p> <p>名 称 位 置</p> <p>(略)</p> <p>総務部法務文書課歴 (略)</p> <p>史公文書室</p> <p><u>環境局環境対策課愛 新発田市藤塚浜海老池</u></p> <p><u>鳥センター紫雲寺さ</u></p> <p><u>えずりの里</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。</p> <p>(1) 本庁関係のもの</p> <p>名 称 位 置</p> <p>(略)</p> <p>総務部法務文書課歴 (略)</p> <p>史公文書室</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>